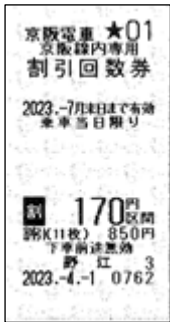
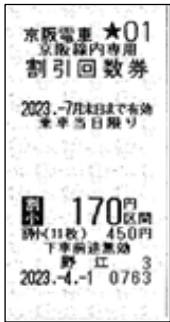
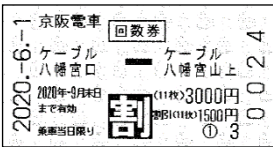
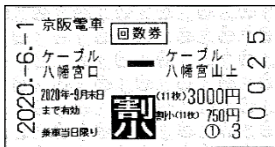
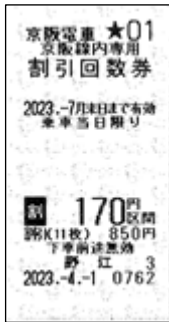
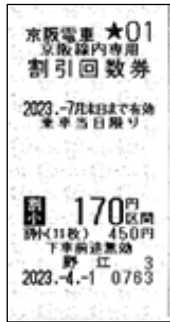
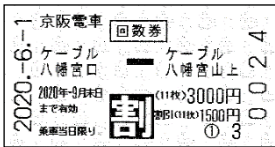
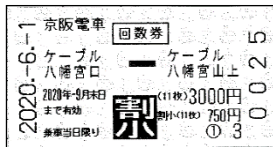


旅客営業規則 第 28 条 回数券の発売【新旧対照表】
 旅客営業規則 第 90 条 回数券の様式【新旧対照表】
 【2025 年 4 月 1 日より適用】

改 定	現 行
〔回数券の発売〕 第 28 条 同一区間をしばしば乗車する旅客に対して、11 券片の回数券を発売する。 2 前項の規定によって回数券を発売する場合、1 券片の区間は片道普通券を発売できるものに限る。 3 前各項の規定により発売する回数券は身体障害者・知的障害者・<u>精神障害者</u>割引回数券及び通学割引回数券の発売に限る。 〔回数券の様式〕 第 90 条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者・<u>精神障害者</u>割引回数券 大人用  5.75 cm × 3.0 cm 小児用  5.75 cm × 3.0 cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者・<u>精神障害者</u>割引回数券 大人用  3.0 cm × 5.75 cm 小児用  3.0 cm × 5.75 cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ 通学割引回数券 〃 (現行どおり) (2) 一般用 (大津線・割引普通回数券)	〔回数券の発売〕 第 28 条 同一区間をしばしば乗車する旅客に対して、11 券片の回数券を発売する。 2 前項の規定によって回数券を発売する場合、1 券片の区間は片道普通券を発売できるものに限る。 3 前各項の規定により発売する回数券は身体障害者・知的障害者割引回数券及び通学割引回数券の発売に限る。 〔回数券の様式〕 第 90 条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者割引回数券 大人用  5.75 cm × 3.0 cm 小児用  5.75 cm × 3.0 cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者割引回数券 大人用  3.0 cm × 5.75 cm 小児用  3.0 cm × 5.75 cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ 通学割引回数券 〃 (省 略) (2) 一般用 (大津線・割引普通回数券)

* 下線部が改正箇所。

旅客営業規則 第 107 条の 2 回数券の乗越【新旧対照表】
旅客営業規則 第 109 条 回数券の方向変更【新旧対照表】
【2025 年 4 月 1 日より適用】

改 定	現 行
〔回数券の乗越〕 第 107 条の 2 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が乗越をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、<u>身体障害者、知的障害者及び精神障害者割引回数券</u>にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。 〔回数券の方向変更〕 第 109 条 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が、方向変更をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしないものとする。この場合、<u>身体障害者、知的障害者及び精神障害者割引回数券</u>にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。	〔回数券の乗越〕 第 107 条の 2 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が乗越をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。 〔回数券の方向変更〕 第 109 条 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が、方向変更をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしないものとする。この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。

* 下線部が改正箇所。